

運動部活動実施にあたっての

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年3月7日

1 練習時間や休養日について

- (1) 活動計画を管理職へ提出し、児童生徒及び保護者へ配付する。
- (2) 屋内において密集が心配される場合は、部活動間での実施時間の調整や部員の分散等を工夫する。
- (3) 給食のない登校日及び週休日の弁当持ちを可能とする。ただし、給食指導と同様の感染症予防策を講じた上で飲食を行うようにし、運動部活動ガイドラインに準拠した活動時間で計画する。
- (4) 大会での弁当持ちに関しては、大会要項に準じる。

2 活動場所等の感染症対策について

- (1) 室内競技は気候上可能な限り常時換気する。エアコンは室内の空気を循環しているのみなので、エアコン使用時も換気は必要になる。対角線上の2方向の窓を同時に開ける。
- (2) 体育館や体育館のような広く天井の高い部屋でも、人が集まる状態では必ず換気を行う。
- (3) 部室等に人が密集しないよう、着替え場所や時間、人数制限などの工夫をする。

3 マスクの着用等活動中の新型コロナウイルス感染症予防について

- (1) 運動を行う際は基本的にマスクの着用は、必要無い。
- (2) 休憩中や飲食を行うなどマスクを外した際には、大声で会話をしないよう指導を徹底する。
- (3) 活動の前後は、手洗いを徹底する。
- (4) 水筒は各自で用意し、飲みまわし等は絶対しない。

4 大会等の参加について

- (1) 各競技団体が示している大会要項や感染症対策ガイドラインに従って実施する。

5 児童生徒の健康管理について

- (1) 活動前後での検温等健康観察を行う。
- (2) 活動前には、健康観察カードを顧問に提出する。
- (3) 児童生徒に発熱等の症状がみられるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- (4) 活動中に体調不良者が出た場合は、一人にせず別室等で待機させ、可能であれば保護者等の迎えを依頼し早退させる。
- (5) 教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。

※詳細は「学校生活における感染症対策マニュアル」を参照

〈参考資料〉

- ・学校生活における感染症対策マニュアル（令和5年1月6日 船橋市教育委員会保健体育課）